

2010年8月5日

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

2010年6月県議会の閉会にあたって（談話）

一．6月定例会には知事より62億1千万円余の今年度一般会計補正予算案など19件の議案が提出され、4日の本会議で閉会中の継続審査となった公営企業決算認定を除く18件の議案を可決・承認・同意して閉会した。わが党は、県立学校医、学校歯科医、薬剤師等の公務災害補償に係る条例改正」の1件について反対した。

可決された補正予算は、緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業の追加と、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した公共事業の追加が中心である。雇用創出事業では、県事業として生活保護受給者の自立支援や介護施設における実務研修を活用した人材確保など13億2500万円余が計上されたが、これらの事業を通じて継続雇用につながるような対策の強化が求められている。

一．今定例会には、6件の請願が提出されたが、自民党が紹介議員となった1件が採択されたものの、「県政調査費の領収書等証拠書類の全面添付を求める請願」と「八ッ場ダム建設を中止し、地元住民の生活再建、地域再生を求める請願」など3件が不採択、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」と「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願」の2件は継続審査となった。

自民、民主、公明などの賛成多数で採択された『「借家人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適性化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（案）」の条文案を是正するよう国に対して意見書提出を求める請願』は、法律案の61条から賃貸住宅の賃貸事業者を除外することを求めたものである。法律案は、家賃保証会社による常軌を逸した債権取り立てが社会問題となり、これを規制することを目的としたものだが、家賃保証会社にとどまらず賃貸事業者といえども悪質な家賃取り立てが法によって規制されるべきことは当然である。個人経営の賃貸住宅家主から法の拡大解釈について懸念や不安の声が出ていることについては、この法律案が今年4月の参議院で全会一致で可決された際に、正当な取り立てと違法行為を明確化するガイドラインの作成が国交相より約束されており、規制対象から賃貸事業者を除く理由がないと考える。

なお、わが党議員団は、残る5件の請願についていずれも採択を主張し、4日の本会議で山川すみえ議員が討論を行った。

一．「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を審査した文教委員会の審査結果の報告で藤本正人委員長は、同委員会を構成するどの会派の委員にも請願者や紹介議員からも何の説明も説得もなかったことは遺憾であるなどと、紹介議員になったわが党と請願者を攻撃する内容の報告を行った。こうした攻撃は、請願を継続審査にするための口実として行われたもので、全く為にする議論と言わなければならない。同委員会として請願者及び紹介議員から詳しい説明を求めたいのであれば、委員会に参考人として召致

すればいいことで、委員会として「義務教育費国庫負担制度の維持・拡充を求める意見書」を議決する一方で、こうした理由で同趣旨の請願を継続審査にした委員会の良識こそ疑われるものである。

一．議会最終日の4日には9件の議員提出議案が提出され、わが党は、「消費税を含む税制の抜本改革」などを求めた「財政の健全化を求める意見書」や「八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」など4件の議案に反対した。これらの反対議案に対しては、柳下議員が討論を行ったが、この討論に対して、自民党の藤本正人議員より「通告のない議案について討論で取り上げるのは問題」として発言の一部削除を求める動議が提出された。小谷野議長は休憩を求める柳下議員の動議を無視して、藤本議員から提出された発言の削除を求める動議を直ちに議題として採決に付し、これを多数で可決した。

本来であれば、動議が成立し、日程に動議を議題として追加した段階でいったん休憩をとり、発言内容を速記録に照らして精査するのが正常な議会運営であり、こうした手続きを欠いたまま、多数決で発言の削除を求める動議を直ちに議題として採決に付したことは、議長の明らかな不手際である。わが党議員団は閉会后、小谷野議長に会い、これらの問題点について質したうえで、厳重に抗議した。

なお、議案に対する討論において、通告がなくとも関連して他の議題に触れることはこれまでも行われており、藤本議員の指摘は全く言いがかり以外の何ものでもない。

以上